

乱用されている主な薬物

覚醒剤

覚醒剤は、主に白色の粉末や無色透明の結晶です。無臭でやや苦みがあり、俗に「シャブ」「クスリ」「S（エス）」「スピード」「ヤーバー（錠剤型の覚醒剤）」等と呼ばれています。

使用法は、覚醒剤の水溶液を注射する方法が一般的ですが、粉末を火であぶって煙を吸う、飲物に入れて飲むといった方法もあります。

覚醒剤を使用すると、神経を興奮させ、乱用すると眠気や疲労感がなくなり、頭が冴えたような錯覚に陥ります。

そして、効果が切れると、激しい脱力感、疲労感、倦怠感に襲われます。

覚醒剤は、他の薬物に比べて特に依存性が強く、乱用を続けると、“壁のしみが人の顔に見える”、“いつもみんなが自分を見て悪口を言っている”、“警察に追われている”、“誰かが自分を殺しに来る”などといった幻覚や妄想が現れるほか、時には錯乱状態になって、発作的に他人に暴行を加えたり、殺害したりすることがあります。また、一度に大量の覚醒剤を摂取すると、急性中毒により、全身けいれんを起こし、意識を失い、最後には脳出血で死亡することもあります。



結晶状の覚醒剤



錠剤型覚醒剤「ヤーバー」

大麻

大麻には、乾燥大麻（「マリファナ」、茶色又は草色）、大麻樹脂（「ハシッシュ」、暗緑色の棒状又は板状等）、液体大麻（「ハシッシュオイル」、粘着性のある暗緑色又は黒色のタール状の液体）があります。

使用法は、通常、乾燥した葉等をキセル、パイプ、水パイプ等を使用して吸煙しますが、そのまま食べる、溶液として飲むなどがあります。

大麻を使用すると、一般的には、気分が快活、陽気になり、よくしゃべるようになるといわれていますが、その一方、視覚、聴覚、味覚、触覚等の感覚が過敏になり、変調を来したり、現在、過去、未来の観念が混乱して、思考が分裂し、感情が不安定になったりします。このため、興奮状態に陥って、暴力や挑発的な行為を行うことがあり、さらには、幻覚や妄想等に襲われるようになります。

また常習者になると、毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態となる「無動機症候群」に陥ることもあります。



大麻草



乾燥大麻

MDMA・MDA

MDMAは、白色の粉末状のものもありますが、その多くは様々な着色がされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売され、俗に「エクスタシー」等と呼ばれています。

また、MDAは白色粉末で、俗に「ラブドラッグ」等と呼ばれています。

MDMAとMDAの薬理作用は類似しており、視覚、聴覚を変化させる反面、不安や不眠などに悩まされる場合もあります。

また、強い精神的依存性があり、乱用を続けると錯乱状態に陥ることがあるほか、腎、肝臓機能障害や記憶障害等の症状も現れることがあります。

向精神薬

向精神薬は、中枢神経に作用して、精神機能に影響を及ぼす物質で、その薬理作用によって鎮静剤系と興奮剤系に大別されます。

向精神薬は、ほとんどが医薬品として流通していますが、医師の指示によらずに乱用すると、感情が不安定になる、判断力が鈍くなる、歩行失調になるなど、心身への障害が生じます。

医薬品医療機器等法に規定する 指定薬物

「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用を有し、かつ人体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として、厚生労働大臣が指定したものをいいます。

指定薬物及びこれを含有する物は、医薬品医療機器等法においてその所持、使用、製造、輸入、販売等が禁止されており、平成28年2月20日現在、2,334種類の薬物が指定されています。

店舗やインターネット上において、「合法ハーブ」「お香」「アロマ」などと称して販売されている物には、法律で規制されている麻薬や指定薬物等の成分が含まれているものがあります。

これらは、いかにも人体の摂取を目的としない物であるかのように装って販売されていますが、購入者がこれを吸引等したことにより意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難等を起こし、病院に救急搬送される事案も多発しているなど大変危険な薬物です。



MDMA



MDA



向精神薬（トリアゾラム）



指定薬物成分が検出された商品例

合法ハーブ

ではなく…

危険ドラッグ

薬物が身体へ与える影響

覚醒剤を始めとする薬物の乱用により、一時的に頭が冴える、神経が興奮するというような感覚を得たように感じられることがありますが、それは、一時的な錯覚であり、しばらくすると脱力感や疲労感に襲われ、ついには、幻覚、妄想といった症状が引き起こされたり、精神のバランスが悪くなったり、ついには体の主要な器官に深刻な悪影響を及ぼし、最悪の場合、死に至るなど、精神と身体の両面が致命的に破壊されます。

また、薬物を乱用すると、その薬理作用から幻覚、妄想等の精神障害に陥り、殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪や重大な交通事故等を引き起こすことがあります。また、薬物の購入資金を得るための犯罪も発生しています。

県内の薬物使用による事件事故

覚醒剤使用者による暴力行為等処罰に関する法律違反事件

覚醒剤を使用した男が、相手方に悪口を言われたと邪推し、相手方を脅しながら日本刀様のものを振りかざした事案。（平成27年）

大麻常用者による詐欺・詐欺未遂事件

詐欺・詐欺未遂事件で男の家を捜索した際、部屋から大麻や法律で規制されている指定薬物が発見された事案（平成27年）

覚醒剤常用者による交通死亡事故

覚醒剤を使用した女が、自動車を運転していた際、センターラインをはみ出し、対向車線を走っていた自動車と衝突事故を起こした結果、同乗者等が死傷した交通死亡事故（平成27年）

覚醒剤使用者による住居事件

覚醒剤を使用した男が、覚醒剤の影響で警察官から追われている妄想にとらわれ、他人の家の塀を乗り越え敷地内に侵入した事案（平成27年）

薬物乱用に対する法規制

罰則の例

覚醒剤の所持、使用・・・覚せい剤取締法
（単純）10年以下の懲役
（営利）1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金を併科

大麻の所持・・・大麻取締法
（単純）5年以下の懲役
（営利）7年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金を併科